

第1節 災害に強い組織・ひとづくり

項 目
第1 防災組織の整備
第2 自主防災活動の推進
第3 災害ボランティア活動の支援体制の整備
第4 防災知識の普及
第5 防災訓練
第6 調査・連携
第7 市民の心得

第1 防災組織の整備

1 糸島市防災会議

総務部（事務局）は、災害対策基本法第16条の規定に基づき、糸島市防災会議を開催し、市及び関係機関相互の調整、本計画の見直し等、防災対策を推進する。

- ※ 資料編 3-1 糸島市防災会議条例
- ※ 資料編 3-2 糸島市防災会議委員名簿

■防災会議で協議する事項

① 災害に関する情報を収集
② 各防災関係機関と災害時の応急・復旧対策における調整
③ 市の防災体制に対する意見・方向性

2 糸島市（災害対策本部）

総務部は、本計画に基づき職員の参集、応急対策活動が迅速かつ的確に行えるよう、職員災害応急マニュアル等により、職員への周知を図る。

また、各部（班）等は、災害時にそれぞれの分掌事務に基づいた応急対策活動が迅速かつ的確に行えるよう、連絡網や各種マニュアル等を作成し、職員に周知徹底する。

さらに、大規模地震が発生した場合、庁舎（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが懸念される。そのような状況においても、市民生活に直結する業務等については、できる限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧することが求められる。このため、「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」（内閣府）等を参考として、市の業務継続計画（BCP）の運用に努めるなど、大規模地震時における業務継続の体制整備を図る。

- ※ 資料編 3-3 糸島市災害対策本部条例

3 糸島市消防本部・糸島市消防団

糸島市消防本部・糸島市消防団は、災害対策本部等と連携し、適切な消火・救助活動等を実施するために必要な組織の整備・改善を図る。

また、女性消防団の組織の充実を図り、防災指導及び後方支援活動などを強化するとともに、地域における身近な消防防災リーダーとして、安心・安全な地域づくりの一環として重要な役割を目指す。

- ※ 資料編 3-4 糸島市消防団の組織等に関する規則
- ※ 資料編 3-5 糸島市消防団員の定員、任用、分限、懲戒、服務等に関する条例
- ※ 資料編 3-13 糸島市消防団の設置等に関する条例
- ※ 資料編 3-14 糸島市消防団の運営に関する規程

4 関係機関

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、それぞれ平常時から、防災に係る必要な組織体制の整備・改善、充実を図る。

5 自主防災組織

総務部及び消防本部は、自主防災組織を育成するため、組織構成等の指導・助言及び地域別防災マニュアルの作成を支援し、災害が発生した際、地域住民が的確に行動し被害を最小限に止めるため、平常時から地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など、災害に対する備えを推進する。その際、女性の参画の促進を図る。

また、災害時には、情報伝達や避難誘導をはじめ、初期消火活動、被災者の救出・救助、情報の収集や避難所の運営といった地域活動の強化を図る。

6 事業所

市内事業所は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業等において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する各企業等は、国及び県、市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するように努めるものとする。

■災害時の企業等の事業継続の必要性

- 災害の多いわが国では、県や市町村はもちろん、企業、市民が協力して災害に強い地域を作ることは、被害軽減につながり、社会秩序の維持と市民福祉の確保に大きく寄与するものである。
- 特に、経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業等も、災害時に事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う必要がある。
- 被災地の雇用や供給者から消費者までの流通過程における企業等のつながりを確保するうえでも「災害に強い企業」が望まれる。

第2 自主防災活動の推進

本市において、市民や企業等が「みんなのまちをみんなで守る」という考えを持ち、自主的に防災活動に参加し、地域で助け合うことは、災害対策上重要である。

総務部は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、消防本部と連携し、自主防災組織、少年消防クラブ及び婦人防火クラブの充実を図る。

市民は、災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、自主防災組織に積極的に参加し、市内の防災・減災に寄与するよう努める。

1 活動内容

市民、自治組織、事業所及び各種団体等に対し、市広報紙やパンフレットの配布等を通じ、自主防災組織の活動の重要性や役割の啓発に努める。

また、自主防災組織等に対し、研修会等を実施し地域防災リーダーの養成を図るとともに、市民自らによる「地区防災計画」や「自主防災マップ」及び災害時の行動マニュアル等の作成、防災訓練の実施や資機材の整備等について支援及び助成を行う。

この際、初期消火活動や救出・救護活動の実施、避難場所・避難所・避難ルート等の周知・安全確認、避難行動要支援者の避難の誘導・安否確認等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るなど、住民等の自主防災意識の向上と自主防災体制の整備の促進に努めるものとする。

■自主防災組織等の活動内容

<p>[平常時]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織の防災計画書の作成（構成員の役割、連絡体制、防災訓練に関すること等） ○ 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 ○ 防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡 ○ 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及・啓発 ○ 地域における情報収集・伝達体制の確認 ○ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 ○ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等 ○ 地区防災計画、地区別防災マップの作成（危険箇所、避難場所・避難所・ルート、消防水利、医療救護施設等） 	
<p>[警戒・災害時]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 初期消火の実施 ○ 情報の収集・伝達 ○ 地域住民の安否確認 ○ 救出・救護の実施及び協力 ○ 集団避難の誘導、避難生活の指導 ○ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力 ○ 避難行動要支援者の安全確保等 	

2 育成強化対策

市域における自主防災組織等の育成を促進するとともに、自主防災組織に対する意識の高揚を図り、その活動の活性化を支援する。

■育成強化の活動内容

- 啓発資料の作成
- 各種講演会、懇談会等の実施
- 情報の提供
- 各コミュニティへの個別指導・助言
- コミュニティごとの訓練、研修会の実施
- 地域の防災リーダー（女性含む）としての人材育成
- 防災士や防災マイスターの育成及び普及
- 顕彰制度の活用
- 活動拠点施設の整備（国の防災資機材の整備補助制度等も活用）

[重点地域]

- 人口の密集している地域
- 住宅の中に高齢者等いわゆる避難行動要支援者の比率が高い地域
- 木造家屋の集中している地域
- 消防水利の不足している地域
- 過去に災害で被害が甚大であった地域

3 コミュニティファイル（防災ファイル）づくりの推進

コミュニティのファイルづくりを推進し、自主防災組織を中心とした市民や地域団体等の情報共有、連携強化と活動活性化の支援に努める。

さらに、市等において、これらの情報をファイルとして管理することによって、災害などの緊急時における応急対応や、そのための備えの充実等に活用する。

4 事業所、団体等の地域防災活動への参画促進

市内の企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や市民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。このため、企業等は、自主防災組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

また、企業等は豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

総務部は、消防本部と連携し、事業継続計画策定の普及啓発に努めるとともに、自衛防災組織の育成指導及び防災マニュアルの作成を支援し、防災訓練等への参加を促進する。

また、企業の防災に係る取組について、優良企業表彰等により、企業の防災力向上に努める。

■対象施設

- 多数の者が利用する施設（中高層建築物、会館、大型店舗、旅館、学校、病院等）
- 危険物等を取り扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物、放射性物資等を貯蔵し、又は取り扱う施設）
- 多数の従業員のいる事業所等で、防災組織を設置することが効果的な施設
- 複数の事業所が共同して防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル等）等

■事業所等における主な防災対策及び防災活動

- | | |
|---|--------------------|
| ○ 防災訓練 | ○ 避難対策の確立 |
| ○ 従業員等の防災教育 | ○ 応急救護 |
| ○ 情報の収集・伝達体制の確立 | ○ 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄 |
| ○ 火災その他災害予防対策 | ○ 施設耐震化の推進 |
| ○ 事業継続計画（BCP）の策定 | ○ 施設の地域避難所としての提供 |
| ○ 帰宅困難者対策 | ○ 消防団との連携・協力 |
| ○ システムの多重化・高度化、ハード施設の耐震化など災害時における情報システムの保全 | |
| ○ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者においては、地震・津波等の自然災害からの避難を含む非常災害に関する計画の作成 | |

5 地区防災計画の策定

自主防災組織等は、当該地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）を作成し、これを地区防災計画の素案として糸島市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

なお、素案の提案は、その内容が本計画に抵触するものでない場合に、提案者全員の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に、当該計画の素案、計画案を行うことができる者であることを証する書類（防災訓練のための交通の禁止又は制限に係る標示の様式等）を添えて行うものとする。

当該素案が本計画の地区防災計画に定められた場合は、当該地区防災計画に関する地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するよう努めなければならない。

市は、地区防災計画の素案を受けた場合、市防災会議において、その必要性があると認めるときは、本計画に当該地区防災計画を定める。

第3 災害ボランティア活動の支援体制の整備

大規模な災害の発生において、被災者の多様なニーズにきめ細かに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。そのため、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携について検討するものとする。

また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、行政、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等が連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

1 受入れ体制の整備

災害発生時にボランティアの担当窓口（災害ボランティアセンター）を設置し、その活動が円滑に行われるよう体制の整備に努める。

■災害ボランティア活動体制の整備

生活支援に関するボランティア	専門的な知識を要するボランティア
<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所運営の補助 ○ 炊き出し、食料等の配布 ○ 救援物資等の仕分け、輸送 ○ 高齢者、障がいのある人等の介護補助 ○ 清掃活動 ○ 災害ボランティアセンター運営の補助 ○ 被災者の話し相手・励まし ○ その他被災地での軽作業 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救護所等での医療、看護 ○ 被災建築物、被災宅地の危険度判定 ○ 外国人のための通訳 ○ 被災者へのメンタルヘルスケア ○ 高齢者、障がいのある人等への介護・支援 ○ アマチュア無線等を利用した情報通信事務 ○ 公共土木施設の調査等 ○ その他専門的な技術・知識が必要な業務

2 ボランティア活動の環境整備

県と協力して、災害時におけるボランティア活動の円滑な実施が図られるよう、日本赤十字社福岡県支部その他のボランティア団体と連携を図りながら、活動拠点、資機材、災害に係るボランティア・コーディネーターの養成、ボランティアのネットワーク化、ボランティア団体・企業・行政のネットワーク化その他の環境整備に努める。

■災害ボランティアの環境整備

県（総務部）	○ 活動拠点や資機材の整備等必要な支援
市（総務部） 市（健康福祉部）	○ 活動拠点や資機材の整備等必要な支援 ○ 災害ボランティアの受入れに関する実施計画 ○ 災害ボランティアの受入体制の整備等（災害ボランティアセンター（現地受入窓口）や連絡体制）
市社会福祉協議会 県社会福祉協議会 福岡県災害ボランティア連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア受入れ拠点の整備 ○ 災害ボランティアセンターの設置場所の決定 ○ 責任者の決定や担当者の役割分担 ○ 地域住民との連携 ○ 通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討 ○ 資機材のリストアップと調達方法の確認 ○ 災害ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成 ○ 活動資金の確保など ○ 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備 ○ 災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討 <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時におけるホームページや福岡県NPO・ボランティアセンターウェブサイト等を通じたボランティアに関する情報の受発信
日本赤十字社福岡県支部	○ 活動拠点の運営など、災害ボランティア活動の支援

3 ボランティアリーダー等の育成・支援

ボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で指導的な役割を担う人材が必要である。そのため、研修会や講習会を通じてボランティアリーダー及びコーディネーターを養成する。

■災害ボランティアリーダー等の育成・支援活動

県（総務部）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害ボランティアに関する知識の普及・啓発 ○ 災害時における県民の積極的な参加・協力を呼びかけ ○ 災害ボランティアリーダー等の育成・支援 ○ 専門的な知識・技術を必要とするボランティアの把握
市（総務部） （健康福祉部）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害ボランティアに関する知識の普及・啓発 ○ 災害ボランティアリーダー等の育成・支援 ○ 災害ボランティアの育成・支援及び把握
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動マニュアルの作成 ○ 災害ボランティアリーダー等の育成 ○ 災害ボランティアの育成・支援
日本赤十字社 福岡県支部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 講習会の開催 ○ 講師の派遣 ○ 災害ボランティアの育成・支援

4 ボランティア活動の普及・啓発

市民、事業所等に対し、ボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてボランティア活動の普及に努める。

第4 防災知識の普及

災害に強いまちづくりを推進するため、市は、職員に対し防災教育を行うとともに、県及び防災関係機関等と連携し、相互に密接な連携を保ち単独又は共同して、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する知識の普及を推進する。

1 市職員に対する防災教育

総務部は、市職員に対し、防災知識、役割の分担等に関する防災教育を実施し、防災対策要員としての知識の習熟を図る。特に、各班の所掌事務に留意し、初動活動について重点をおくようにする。

■教育の方法

- 新任研修（通常の新任職員研修の一項目として行う。）
- 職場研修（各職場の災害予防事務、応急対策事務、初動時の活動要領の確認）
- 研修会、講習会、講演会等の実施
- 見学、現地調査等の実施
- 防災活動手引等印刷物の配布

■防災教育の内容

市の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策活動の概要 ○ 防災関係職員としての心構え ○ 災害時の役割分担 ○ 防災行政無線等防災関連機器の取扱方法等
防災知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の基礎知識 ○ 災害に対する地域の危険性等

2 住民に対する防災知識の普及

総務部、自主防災組織及び防災関係機関は、住民に対し、以下のとおり防災知識の普及を推進する。

- 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得る。
- 過去に発生した災害被害などを示しながらその危険性を周知させるとともに、災害発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及啓発を図る。
- 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基盤となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、気候変動の影響も踏まえた防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
- 災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。その際には、要配慮者への対応や被災時における多様な性のニーズにも留意する。
- 災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から性暴力・DVの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。
- 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。
- 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、ハザードマップや防災に関するテキスト、マニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を行う。
- ハザードマップ等の活用にあたっては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）に惑わされないこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

■防災知識の普及事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に関する一般知識 ○ 本計画の概要 ○ 災害に備えた最低3日分相当の食料、飲料水、救急用品、非常持出品等の備蓄・準備 ○ 家屋内のタンス等の転倒防止や棚上の物の落下による事故の防止等の予防・安全対策 ○ 避難所等の避難対策に関する知識 ○ 緊急地震速報、津波警報等、防災気象情報、避難指示等に関する知識 ○ 火災予防に関する事項 ○ 住宅の耐震診断・補強、火気の始末等の地震に関する対策事項 ○ 屋内、屋外における災害発生時の心得 ○ 災害危険箇所 ○ 災害ボランティアに関する事項 ○ 防災訓練、自主防災活動の実施等 ○ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての知識 |
|---|

3 児童・生徒に対する防災知識の普及

子ども教育部は、小・中学校において、ホームルームや学校行事を中心に防災教育を行うように指導する。特に、避難、災害時の危険性及び行動については、児童・生徒の発達段階に応じた指導に留意する。

また、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実化、及び消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

■学校教育での防災教育

学校行事	<input type="checkbox"/> 防災専門家、災害体験者の講演 <input type="checkbox"/> 消防署等の見学会 <input type="checkbox"/> 防災訓練
教科	<input type="checkbox"/> 自然災害発生のしくみ <input type="checkbox"/> 災害時の正しい行動 <input type="checkbox"/> 災害危険箇所
教職員教育	<input type="checkbox"/> 応急手当 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 災害時にとるべき措置

4 漁業地域への防災知識の普及

農林水産部は、漁業地域の特性を踏まえた災害の防災対策を図るため、水産庁より示された「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」等を参考として、漁業地域における防災力の向上に向けた防災知識の普及を推進する。

5 防災上重要な施設の職員等の教育

災害予防責任者（施設管理者）は、職員に対し講習会や防災訓練等を通して防災意識の徹底を図る。

災害予防責任者は、災害対策要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

消防本部は、災害予防責任者等への教育として、防火管理者への講習や防災指導書・パンフレットを配布して、出火防止、初期消火等の初期活動や、通常時の管理保安方法を周知する。

また、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設や駅等不特定多数の者が使用する施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等の管理者については、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

※ 災害予防責任者とは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者である（災害対策基本法第47条）。

※ 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない（災害対策基本法第48条）。

6 防災知識の普及に際しての留意点

総務部及び消防本部は、防災週間等を通じ、積極的に防災知識の普及を実施する。さらに、防災知識の普及の際には、要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制

が整備されるよう努めるとともに、被災時における多様な性のニーズに十分配慮するよう努める。

7 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧・情報発信・共有できるよう、地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

また、住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第5 防災訓練

総務部及び消防本部は、本計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び市民の防災思想の高揚を図ることを目的に、関係機関等の参加とその他関係団体及び避難行動要支援者も含めた地域住民等とも連携した各種災害に関する訓練を実施する。

1 総合防災訓練

市、消防団、近隣市町村、国、県、警察、自衛隊等の関係機関や、電気、ガス、通信等の関連民間事業者、自主防災組織、NPO・ボランティア等の団体、市民等の参加による総合防災訓練（会場型訓練、広域連携訓練、地域総ぐるみ訓練等）を実施する。また、「九州・山口9県災害時応援協定」等の広域応援協定や市町村相互の応援協定に基づく広域合同訓練についても積極的にを行うことを考慮するものとする。

■訓練種目

- 災害対策本部の設置、運営
- 交通規制及び交通整理
- 避難誘導、避難所の開設・運営
- 救出救護、医療救護
- ライフライン復旧
- 各種火災消火
- 道路復旧、障害物排除
- 緊急物資輸送
- 無線等による情報の収集伝達
- 避難行動要支援者の把握及び避難誘導・安否確認
- その他

2 個別訓練

(1) 水防訓練

河川、水路等の決壊や氾濫等に対する警戒と災害時の水防活動が的確に行えるよう、市職員・消防団員の動員、水防資機材の輸送、水防工法等の水防訓練を実施する。

(2) 消防訓練

消防本部及び消防団は、災害の規模や事象に応じた消防活動の習熟を図り、突発的な災害に

対処できるよう、非常招集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

(3) 職員訓練

市は、組織動員訓練、被害調査訓練、情報収集・伝達訓練、避難誘導訓練等、災害応急対策で担当する業務について必要な訓練を実施する。

(4) 図上訓練

市は、災害対策本部の設置運営を円滑に行うための図上訓練、地域における災害に対する危険性の把握や防災力の向上を図るための住民を対象とした図上訓練を実施する。

(5) 地震・津波避難訓練

市は、地域住民が、適切かつ迅速に避難ができるように緊急地震速報対応行動訓練を含めた地震・津波避難訓練を実施する。

3 住民等の訓練

市は、自主防災組織等住民の防災行動力の向上を資するため、住民を主体とした次の訓練に対し、資機材の貸与、助言者の派遣等により積極的に援助する。また、避難行動要支援者を含めた、住民参加による訓練等を積極的に行う。

■防災知識の普及事項

<input type="radio"/> 出火防止訓練	<input type="radio"/> 応急救護訓練
<input type="radio"/> 初期消火訓練	<input type="radio"/> 災害図上訓練
<input type="radio"/> 避難訓練	<input type="radio"/> 情報収集及び伝達訓練
<input type="radio"/> 防災情報の理解	<input type="radio"/> その他の地域の特性に応じた必要な訓練
	<input type="radio"/> 避難行動要支援者の把握

4 施設・事業所等の訓練

保育園、幼稚園、小学校、中学校及び社会福祉施設等の管理者は、関係機関の協力を得て、避難訓練等を実施する。

また、各事業所も消防計画及び防災計画に基づき、避難訓練等を実施するものとする。

5 要配慮者利用施設等の訓練（施設所有者又は管理者）

本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、情報伝達訓練又は避難誘導等の訓練を実施するものとする。

6 防災訓練に際しての留意点

市は、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施する。

また、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

訓練の際には、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の多様な性のニーズに十分配慮するよう努める。

また、市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマ

ネジャー)の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

7 訓練の検証

訓練後に評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第6 調査・連携

関係各部及び消防本部は、災害に関する科学的な調査・研究に努めるとともに、国、県、近隣市町村及び関係機関との情報交換など広域的な連携に努める。

1 防災アセスメント調査、防災関連資料等の収集等

市の防災的な諸問題については、防災アセスメント調査等を実施し、今後とも必要に応じて専門的調査研究を実施するよう努める。

また、防災に関する学術刊行物やその他防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

2 地区別防災カルテの活用

防災アセスメント調査、被害想定、現地調査の結果をもとに小学校区等单位に防災に関連する各種情報をよりわかりやすく整理した地区別防災カルテを作成し、住民の自主的な防災活動に活用出来るよう検討する。

3 近隣市町村との情報交換、連携

近隣市町村と防災対策の情報交換に努めるとともに、各対策活動に関し、必要に応じて連携するよう努める。

4 関係機関等との情報交換

国、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画・情報については、連絡を密にして情報交換に努める。

5 災害記録の蓄積と公開

総務部及び消防本部は、防災関係機関と協力し、過去の災害をはじめとして、糸島市の大災害に関する資料、文献を収集し整理する。また、災害の記録、教訓等の公開に努める。

自主防災組織は、台風、大雨、地震時の災害対応及び被災状況の記録に努める。

第7 市民の心得

近年の災害の経験を踏まえ、市民は、「自らの身の安全は自らが守る」ことが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

市では、9月の第一日曜日を「家族防災会議の日」と定め、災害への備えについて確認するように推進していることを踏まえ、市民は、突然の災害に備えて、慌てずに落ち着いて行動ができるように日頃から家族で話し合っておくことが大切である。

災害発生時に、市民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をと

るものとする。

1 家庭における心得

(1) 平常時の心得

1. 家の中の安全な場所、非常用持出袋の配置位置、地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
2. 自分の住まいの周辺や避難経路に、氾濫の危険のある河川や水路、急傾斜地やひび割れのある斜面又は裂け目がある崖など、危険な箇所がないか、ハザードマップや現地確認等で事前に把握する。
3. 飲料水、非常用食料、救急用品、非常持出用品を準備する。
4. 地域の防災訓練に進んで参加する。
5. 隣近所と災害時の協力について話し合う。
6. 浸水の可能性があるところでは、高い所へ貴重品を移動する。

(2) 大雨・台風等風水害発生時の心得

1. 外出は必要最低限とする。
風水害時に田畑の確認、屋根の修理等を行っていて被災する事例（特に高齢者）が多発しているため、風水害発生時の外出は最低限とする。
2. 危険を感じたら、或いは避難指示等が発令されたらすぐに避難する。
「これくらいの雨なら大丈夫」と思っているうちに、避難できなくなるため、近所の様子見をせず、率先して避難する。
3. 緊急安全確保措置の指示が発令された場合や避難が危険と判断される場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など、安全を確保しつつ、救援を呼び、救助を待つ。
緊急安全確保措置の指示が発令された場合、水深や水の流れの速さをみて避難が危険と判断される場合や、腰まで水につかる場合や、夜間などには、無理せず建物の二階以上（できれば鉄筋コンクリートなど堅固な建物）のできるだけ崖や斜面から離れた部屋や屋根など高い所や近傍の堅固な建物などに避難し、救援を呼び、救助を待つ。
4. 子どもとはぐれないようにする。
子どもとはぐれないように、お互いの体をロープで結ぶなど工夫するとともに、絶対に子どもから目を離さないよう細心の注意を払う。
5. 避難の際は、長い杖を携行し、ひもでしめられる運動靴で避難する。
裸足、長靴は歩行に支障が出るため、ひもでしめられる運動靴をはき、長い棒を杖がわりにして、安全を認しながら避難する。
6. 避難したら安全が確認できるまで帰らない。
家に忘れ物を取りに帰り、道中で被災するケースもあることから、避難したら安全が確認されるまで帰らないようにする。
7. 車での避難には注意する。
車は浸水すると、水圧でドアが開かなくなったり、パワーウインドーが動かなくなったりして脱出不能になる可能性があり、危険なため、注意して使用する。危険と判断したら使用しない。
8. 情報収集を怠らない。
雨が強くなってきたら、気象情報、雨量情報、河川水位情報、避難情報に注意する。
9. お年寄りや子供、乳幼児、身体の不自由な人などが安全に避難できるよう声をかけて協力する。

(3) 竜巻災害発生時の心得

1. 屋内では、部屋の1階に移動するとともに、窓やシャッターなどを閉める。
※但し、部屋の隅やドア、外壁からは離れ、中心部に近い所に移動する。
2. 屋外では、近くの丈夫な建物に避難するか、無い場合は近くの水路やくぼみに身を伏せて両腕で頭と首を守る。
※但し、物置や車庫及び橋の下などは危険である。

(4) 土砂災害発生時の心得

1. 土砂災害は、突然発生し、逃げる余裕がないことが多いことから、避難指示等の発令前でも、前兆現象（前触れ）に気づいたら、早めに避難する。
 - 土石流の前触れ
 - ・山鳴りがする。
 - ・川が濁り、流木が混ざり始める。
 - ・雨が降り続けているのに、川の水位が下がる。
 - 地すべりの前触れ
 - ・地面がひび割れたり、陥没する。
 - ・擁壁や家にひびが入ったり、電柱や樹木が傾く。
 - ・家の戸が開かなくなる。
 - ・沢や井戸の水が濁ったり、減少する。
 - がけ崩れの前触れ
 - ・がけから小石がぱらぱら落ちてくる。
 - ・がけに割れ目ができる。
 - ・がけから濁った水がわき出る。
 - ・わき水が濁る。
2. 土砂災害が迫って逃げる際には、土石流はスピードが速いため、流れを背にして逃げるのではなく、直角に逃げる。崖崩れの場合は、崖から離れるように避難する。

(5) 外出時の心得

河川上流付近が大雨で下流で急に増水するケースもある。特に河川敷や海岸でレジャーを楽しんでいるときは、天候の変化に留意し、雷が鳴ったり雨が降り始めたりしたら、急いで安全な場所へ移動する。

2 職場における心得

(1) 平常時の心得

1. 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
2. 消防計画により避難訓練を実施すること。
3. とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
4. 重要書類等の非常持出品を確認すること。
5. 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

(2) 災害発生時の心得

無理に帰宅行動をとらず、状況に応じて職場にとどまることも検討する。

第2節 災害に強いまちづくり

項 目
第1 都市構造の防災化
第2 建築物の安全化
第3 文化財災害予防対策の推進
第4 ライフライン施設等の整備
第5 交通施設の整備
第6 風水害予防対策の推進
第7 土砂災害予防対策の推進
第8 地震・津波災害予防対策の推進
第9 高潮災害予防対策の推進
第10 火災予防対策の推進
第11 林野火災予防対策の推進
第12 農林水産災害予防対策の推進
第13 放射線災害予防対策の推進
第14 液状化災害予防対策の推進

第1 都市構造の防災化

建設都市部は、快適で安全な市民生活を確立するため、災害に強い都市空間の形成を図り、風水害、火災、震災等の災害に強いまちづくりを推進する。また、行政・社会機能を維持するために、行政関連施設、避難所、福祉施設、病院等は浸水リスクが少ない場所に建設するなど防災に配慮した土地利用への誘導を図る。

併せて、部材の落下等のおそれがある危険な老朽空家等の解体撤去を促進し、市民の安全で安心な居住環境の形成を図るとともに、災害に強いまちづくりを推進する。

なお、まちづくりの諸計画の防災に関する事項に関して、本計画との整合を図る。

1 安全な市街地の形成

災害時には被害が市街地全体に広がるおそれがあるため、市街地の都市計画に当たっては、公共空地等の設置、建物の不燃化や宅地の緑化、密集市街地の整備、狭隘な道路の改善を図るとともに、必要に応じて土地区画整理事業等を推進し、防災機能を強化する。

また、地震時の建物倒壊の危険性、避難困難性、延焼危険性、住宅の密集度等の市街地の危険性を示す地震危険度マップ等の作成を図り、実現可能な施策を総合的に展開する。

2 公園・緑地の整備

公園・緑地は、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場としての機能の他に、災害時における避難場所あるいは防火帯、応援隊集結地・野営地、ごみ・がれき等の仮置場、へ

リコプター臨時発着場、応急仮設住宅建設地、災害用仮設トイレ設置場所等としての機能を有している。

建設都市部は、公園・広場の整備、市街地周辺の緑地保全及び民間宅地開発等における公園、緑地の整備においては、その適正な配置に努める。

3 宅地開発の指導

建設都市部は、都市計画法（昭和43年法律第100号）や糸島市開発行為等に関する指導規程（平成22年告示第131号）等に基づき、無秩序な開発防止や防災都市づくりの観点から、都市環境を生かし調和のとれた土地利用と秩序ある都市形成を図るため、事業主の積極的な協力を求めて、安全な宅地開発の指導、監督に努める。

4 共同溝・電線共同溝事業の推進

道路構造の弱体化や交通障害・道路陥没などの事故を防止し、電柱・架線等の防災活動に支障を及ぼすところについて共同溝・電線共同溝の整備を推進し、ライフラインの安全性・信頼性の向上を図ると共に、都市災害の防止及び防災活動の空間を確保する。

第2 建築物の安全化

建設都市部は、被害の発生が予想される箇所に対する点検・整備を強化するとともに、耐震化、不燃化、液状化対策の指導・整備を推進する。

1 建築物の不燃化

(1) 防火、準防火地域の指定

木造住宅や飲食店等が密集している地区は、火災による大きな被害が発生するおそれがある。

商業地域等を必要に応じて防火地域又は準防火地域として指定し、耐火建築物、準耐火建築物又は防火構造の建築物の建築を促進する。

(2) 市営住宅の不燃化

既存の市営住宅のうち木造及び簡易耐火構造の住宅については、不燃化の推進を図る。

新築の市営住宅については、不燃建築物とオープンスペースの一体的整備により防災空間の創出を図る。

(3) 住環境整備事業の推進

住環境整備事業を行うことにより、不良住宅が密集している地区を防災上有効な住環境としての整備を推進する。

2 建築物の耐震化・液状化対策

昭和56年建築基準法施行令改正前の各建築物の耐震性等の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に沿って、耐震改修促進計画を策定し、建物の耐震改修の促進に努めるとともに、耐震及び液状化の診断・改修の充実を図る。

なお、住宅等の耐震化を効果的に推進するために、地震ハザードマップ（揺れやすさマップ、地域の危険度マップ）を作成・活用し、住宅所有者等の防災意識の高揚に努める。

(1) 公共建築物

地震時の安全性を確保するため、年次目標を設定して耐震診断、改築、改修工事等を効果的に行うとともに、新たに建築する施設は、建築物の用途に応じ、耐震性の強化を図る。

防災上重要な施設が大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、ライフライン系統の不測の事態に備え、次の対策に努める。

■重要施設の耐震性強化対策項目

○ 耐震性に考慮した機器類の取付け	○ 自己水源の確保
○ バックアップ機能の充実	○ 消火・避難経路の確保
○ 早期復旧ができる設備の構築	○ 排水処理（汚物処理を含む。）備品の確保
○ 自己電源の確保	○ 情報通信システム等を稼働させるための必要な諸設備の確保

(2) 一般建築物等

建築物の所有者等に対し、県と連携し、耐震及び液状化の診断・改修について、知識の啓発・普及を推進する。

また、県と連携し、危険な建築物の所有者に対し、補修等必要な措置の指導、及び自動販売機の転倒、看板等の落下、窓ガラス・外壁材等の落下物、ブロック塀の倒壊、煙突の折損等を未然に防止するため、安全確保を指導するとともに、福岡県ブロック塀等安全対策推進協議会の設計・施工技術の普及向上やブロック塀等の巡回指導等に協力する。

さらに、県が進める耐震改修促進事業等に沿って、一般建築物の耐震改修を推進する。

第3 文化財災害予防対策の推進

地域振興部及び消防本部は、防災関係機関と連携し、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、予防対策の強化を図る。

1 文化財保護思想の普及・啓発

県と連携し、文化財に対する市民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー（1月26日）」等を活用した広報活動を推進する。

2 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等に対して、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、たき火、禁煙区域の設定等の防火措置を推進し、改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を図る。

※ 資料編 2-19 文化財

第4 ライフライン施設等の整備

災害によるライフライン施設の安全性の強化を図り、災害に強い施設づくりを推進する。

1 水道施設

生活環境部は、災害による水道の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、

水道施設の整備増強に努める。

また、日本水道協会制定の水道施設設計指針、水道施設耐震工法指針等により施設の耐震化を推進する。

(1) 水道施設の機能保持

重要施設について被災を最小限に留めるための計画をたて、施設の新設・拡張・改良・耐震計画に合わせて計画的に整備を進める。

特に、過去の災害の被災経験を踏まえ、同じ地盤の地域内で他の公共施設等が災害等により被災した箇所及びそのおそれがある箇所については、施設の新設・増設・改築に当たって、十分な防災対策を講じる。

また、電力停止時の機能確保のために、非常用電力の確保について、電源の二重化、自動化設備のバックアップなどの対策を図る。

(2) 水道施設の保守点検

平常時においても、貯水、浄水、導水、送水、配水等の巡回点検等を行い、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。

また、水道台帳の整備、災害履歴の作成、被災の可能性が高い箇所の把握を図る。

(3) 断水対策

基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水区域のブロック化（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化を図る。

(4) 系統間の相互連絡

導水管路・送水管路及び配水幹線が災害で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

(5) 危機管理体制の作成

震災時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制、応急給水及び応急復旧活動体制に関する行動指針を作成する。

また、水道施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るため、事前に復旧に要する水道工事業者等との間において災害時における協定を締結する等、応急復旧体制の整備を図る。

(6) 災害時用の資機材の整備

必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。また、保管場所は、交通の便利な場所に適宜分散しておく。

(7) 教育、訓練及び平常時の広報

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平常時から、次の事項を中心とした教育、訓練等を実施する。

■平常時からの教育・訓練

○ 職員に対する防災体制・災害救助措置などに関する総合的かつ計画的な研修会・講習会の開催
○ 住民に対する平常時の広報
○ 飲料水の確保、給水方法の周知徹底、水質についての注意、給水訓練等

2 下水道施設

生活環境部は、市街化の拡大に対応し、浸水等の被害を防止するため、雨水、汚水の迅速な排除が行えるよう下水道の整備拡大に努める。下水道施設の設計及び施工では、耐震性及び耐水性の確保を推進する。

下水管理センターにおいては、集中監視システムを導入し、ポンプ場の流入量等の状況を瞬時に把握出来るよう専用回線で結び、緊急時に対応する施設の整備をしている。今後とも電気設備、機械設備を始め、施設全般の保守点検に努め、災害等による機能マヒを最小限にとどめる。

(1) 下水道施設の機能保持

重要施設について被災を最小限にとどめるための計画をたて、施設の新設・増設・改築・耐震化に合わせて計画的に整備を進める。

特に、過去の災害の被災経験を踏まえ、同じ地盤の地域内で他の公共施設等が災害等により被災した箇所及びそのおそれがある箇所については、施設の新設・増設・改築に当たって、十分な防災対策を講じる。

また、停電等による二次的災害を考慮して、最小限として排水機能を確保するためには、自家発電設備をはじめとした動力源が必要であることから、電源の二重化、自動化設備のバックアップなどの対策を図る。

(2) 下水道施設の保守点検

平常時においても、巡視及び点検等を行い、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。

(3) 教育、訓練

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、平常時から訓練等を実施する。

3 電力施設

九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社は、台風、地震等の非常災害時の電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に常に努力を傾注する。

■電力設備の災害予防措置

電力設備の災害予防措置	○ 風害・水害・高潮対策、地震対策、雷害対策、塩害対策、雪害対策、地盤沈下対策、土砂崩れ対策
電力の安定供給	○ 通信設備の確保、電気施設予防点検、气象台等との連携
広報活動	○ 電気事故防止PR、停電関連、二次災害の防止
電気工作物の巡視、点検、調査等	○ 定期的に電気工作物の巡視点検、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等、感電事故の防止、漏電等により出火にいたる原因の早期発見・改修
資機材の整備・点検	○ 資機材の確保、輸送、広域運営
防災訓練、防災教育	○ 防災訓練等の実施又は参加、従業員の防災教育

4 ガス施設

ガス事業者は、風水害及び地震によるガス施設の被害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、ガスの製造・供給にかかる設備、体制及び運用について、

総合的な災害防止対策を推進する。

消防本部は、被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせずに被害を早期に復旧できるガス施設の整備とそれに関連する防災対策の強化について、ガス事業者に働きかける。

5 電気通信施設

通信事業者は、平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築するとともに、電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図るため、次の内容により電気通信施設の整備等を推進する。

■災害予防対策

○ 電気通信設備等の高信頼化	○ 災害対策用機器及び車両の配備
○ 電気通信システムの高信頼化	○ 災害対策用資機材の確保と整備
○ 災害時措置計画	○ 防災訓練の実施
○ 通信の利用制限	○ 防災に関する防災機関との協調

第5 交通施設の整備

道路管理者及び漁港管理者は、災害時の緊急輸送ネットワークの確保を考慮し、防災点検結果等を踏まえ、災害に強い施設整備を推進する。整備検討に当たっては、緊急輸送路線を優先しつつ、地震や豪雨による浸水などで道路が寸断され、孤立集落になる可能性が高い集落について留意する。

1 道路の整備

(1) 幹線道路の整備

幹線道路は、災害時の救助活動、救援活動、物資輸送など緊急輸送路や、火災の延焼防止機能としても有効である。特に本市では、一般国道、主要地方道、一般県道等が幹線道路として重要であり、被災により不通となったときは、市域が分断され、大きな障害が発生する。

そのため広域幹線道路として重要な役割を担っている国県道について、交通量に合った歩道及び車道幅員の確保、バイパス道路の整備、道路排水施設の整備等、道路の環境整備を促進するよう国、県に要請する。

■市域の主な幹線道路

一般国道	国道202号、国道202号バイパス、国道497号（西九州自動車道）
主要地方道	12号前原富士線、49号大野城二丈線、54号福岡志摩前原線、56号福岡早良大野城線、85号福岡志摩線
一般県道	143号藤川二丈線、506号船越前原線、507号宮ノ浦前原線、563号瑞梅寺池田線、564号雷山前原線、567号桜井太郎丸線、569号桜井吉田線、572号波呂神在線、573号本加布里停車場線

※ 資料編 2-11 緊急交通路指定予定路線一覧表

(2) 生活道路の整備

生活道路は、災害時の避難活動や緊急車両が通行する防災上重要な道路である。そのため生活道路を幹線道路の整備や市街地の開発等にあわせて整備する。

また、既存道路については、交通量や交通動線等を把握し、幅員の狭い道路の解消、歩道の

整備、排水施設の整備等を推進するとともに、維持、管理に努める。

- ※ 資料編 1-14 道路危険箇所
- ※ 資料編 1-17 市指定災害予想危険箇所

2 橋梁の整備

緊急度の高い橋梁から順次点検を実施し、地震動、洪水等に対する安全性に配慮した補強、整備に努める。

3 漁港施設の整備

災害時の緊急輸送ネットワークを確保するため、被災者の救難・救助活動、避難、緊急物資輸送等、被災時にも機能を発揮する災害に強い漁港施設等の整備を推進する。

また、必要に応じて防災調査等を行い、その結果をもとに管理施設の耐震化、液状化対策及び改修工事に努める。

- ※ 資料編 2-13 港湾、漁港、避泊港

第6 風水害予防対策の推進

1 河川等の整備

建設都市部及び農林水産部は、関係機関、施設管理者と協力し、河川、海岸及び漁港等の決壊等による災害を未然に防止し、治水の総合的対策を推進するため、危険箇所の実態を把握するとともに、必要な区域の指定等を行う。

また、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮する。

- ※ 資料編 1-4 重要水防箇所（河川）
- ※ 資料編 1-5 災害危険河川区域
- ※ 資料編 1-6 重要水防箇所（海岸）

■主な水害防止策

氾濫・浸水抑制対策	緊急排除水門の増改築、緊急排水ポンプの増設、新設、堤防等の整備
警報・避難対策	避難場所・避難所の整備、水防・復旧活動道路の整備、ソフトの充実

2 ため池の整備

農林水産部は、農業用ため池のうち、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池について、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」で策定した推進計画に基づき、決壊した場合の下流への影響度やその他の状況等を総合的に勘案して、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、防災工事を計画的に実施する。

また、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるため池について、決壊した場合の影響度が大きいため池からハザードマップを作成するとともに、防災学習などを通じて、継続的な市民等への分かりやすい周知に努める。

3 水防体制の強化

関係各部、消防本部及び消防団は、水防計画に基づき、関係機関と連携し、風水害による被害を最小限にとどめるため、水防体制の強化に努める。

■水防体制の強化事項

- 情報連絡体制の整備
- 水防倉庫の整備及び保守点検
- 水防用資機材の点検、補充
- 水防訓練を通じた水防意識及び水防技術等の向上

※ 資料編 2-2 水防資材

4 洪水浸水想定区域等の把握及び住民等への周知

(1) 洪水浸水想定区域等における避難確保措置

総務部は、水防法第14条の規定に基づく洪水浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法及び避難所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために、必要な事項及び高齢者等が利用する要配慮者利用施設の名称・所在地及び施設への洪水予報等の伝達方法を本計画に定める。

また、洪水浸水想定区域が指定された区域の住民及び該当施設を利用する周辺住民へ必要な事項等を市広報紙、洪水ハザードマップ及び洪水関連標識等により周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、食料、飲料水を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

■洪水浸水想定区域への措置

項目	担当	措置内容
洪水浸水想定区域の指定	県	○ 河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域 水防法に基づき指定した洪水予報河川及び水位周知河川が対象（市域では瑞梅寺川、雷山川：水位周知河川）
洪水浸水想定区域ごとに定める事項	市（総務部）	○ 洪水予報等の伝達方法 ○ 避難場所 ○ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 ○ 高齢者等の要配慮者が利用する施設の指定（名称及び所在地、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合） ○ 要配慮者が利用する施設への洪水予報等の伝達方法
住民への周知	市（総務部）	○ 市広報紙 ○ 洪水ハザードマップ等 ○ 洪水関連標識等※の設置

※ 洪水関連標識等：国土交通省河川局「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」平成18年7月を参考とする。

■本計画に名称及び所在地を定められた施設等の対応（施設の所有者・管理者）

施設	対応内容
要配慮者利用施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災体制、施設の整備、防災教育・訓練、及び自衛水防団組織の業務に関する事項等に関する計画の作成 ○ 自衛水防組織の設置促進 ○ 避難確保計画の作成及び市長への報告 ○ 避難誘導等の訓練の実施

(2) 地下空間の浸水対策

建設都市部は、地下空間における災害を未然に防止するため、河川管理者等からの情報を得て、河川氾濫等による浸水被害の危険性のある箇所に関する調査を実施し、対象施設を把握することにより、地下空間における適切な浸水対策の立案、実施を図る。

なお、本計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成するとともに、作成した計画に基づき自衛防災組織を設置するものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。

(3) 要配慮者利用施設の浸水対策

本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

5 平常時の巡視

建設都市部、農林水産部及び消防団は、暴風雨時の危険を事前に察知し被害の拡大を防ぐため、平常時に予想される危険区域を巡視し、異常箇所等の把握に努める。

※ 別途 水防計画書参照

第7 土砂災害予防対策の推進

市、県及びその他防災関係機関は、土砂災害を未然に防止するため、危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を実施するとともに、必要な指定等を行う。

また、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮する。

1 危険区域の指定、整備

建設都市部及び農林水産部は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）等による危険区域の指定を要請、対策工事を要請または実施し、その推進に協力する。

- ※ 資料編 1-8 砂防指定地指定箇所
- ※ 資料編 1-9 地すべり防止区域
- ※ 資料編 1-10 急傾斜地崩壊危険区域

- ※ 資料編 1-11 土砂災害（特別）警戒区域
- ※ 資料編 1-12 道路危険箇所
- ※ 資料編 1-13 山腹崩壊危険地区
- ※ 資料編 1-14 崩壊土砂流出危険地区
- ※ 資料編 1-15 市指定災害予想危険箇所

2 土砂災害警戒区域等の把握及び住民等への周知

(1) 警戒避難体制の整備

総務部は、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域として指定があったときは、当該警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を本計画に定める。

土砂災害警戒区域が指定された区域の住民へは、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難所その他避難確保のため必要な事項を市広報紙、土砂災害ハザードマップ等を作成し、避難訓練、防災学習などで利用方法を説明するなど、継続的な住民への分かりやすい周知に努める。

また、指定を受けた区域内に高齢者等が利用する要配慮者利用施設がある場合は、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するため必要な警戒避難体制に関する事項を定めるものとする。

(2) 住民への周知

土砂災害から生命・身体被害を防止するためには、住民自らが土砂災害に関する各種情報をあらかじめ把握し、緊急時に行政側からの避難指示等に従うのみならず、自らの判断による場合を含め事前準備を行うことが重要である。このため、警戒区域における円滑な警戒避難が行われるよう、平常時から住民の防災意識の向上を促すために以下に掲げる事項について、住民説明会、防災講座、広報紙、ホームページ、ハザードマップ等あらゆる方法により、積極的に住民に周知するとともに、住民の避難行動につながる仕組み・環境づくりに向けた取組を行う。

(3) 要配慮利用施設の土砂災害対策

本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市長に報告する。

■土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域への措置

項目	担当	内 容
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定	県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「土砂災害防止法」及び国土交通省が定める「土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針」に基づく基礎調査の実施及び市長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を指定 ※ 「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を整備する必要がある土地の区域 ※ 「土砂災害特別警戒区域」とは、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域
警戒区域ごとに定める事項	市(総務部)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害に関する情報の伝達方法 ○ 予警報の発令・伝達 ○ 避難、救助体制 ○ 土砂災害に対する安全性が確保された避難場所、避難経路の選定 ○ その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制 ○ 区域内に主として高齢者等が利用する要配慮者利用施設がある場合は、当該施設の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法
住民への周知	市(総務部)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市広報紙 ○ 土砂災害ハザードマップ等 ○ 土砂災害に係る定期的な避難訓練の実施

3 宅地防災対策

建設都市部は、宅地需要に伴う丘陵地、山麓地における宅地開発に伴い、がけ崩れや土砂の流出等の災害の可能性があるので、県と協力し、都市計画法の開発許可制度及び宅地造成等規制法（参考）等に基づき、その許可の技術基準審査において必要な指導その他適切な規制を行い、災害の未然防止を図る。

4 ソフト対策等の推進

総務部、経営戦略部、建設都市部及び農林水産部は、県と連携し、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）等の規定に基づき、次のようなソフト対策等の推進に努める。

■土砂災害防止の対策事項

- 土砂災害警戒区域等の周知
- 警戒避難体制の確立
- 住宅等の新規立地の規制
- 既存住宅の移転促進等

第8 地震・津波災害予防対策の推進

関係各部署は、関係機関と協力し、地震・津波による被害が重大な影響を及ぼす事態に備え、海岸施設の整備、情報伝達ルートの多重化及び情報収集・伝達体制の明確化等に努める。

1 防潮堤等河川・海岸施設の整備

各施設管理者は、津波による被害のおそれのある地域において、防潮堤、防波堤、水門等の河川、海岸、漁港等の施設を整備する場合、津波に対する安全性に配慮した整備を促進する。その場合は、環境や景観へも配慮する。

また、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、平常時の管理の徹底を行う。

※ 資料編 2-13 港湾、漁港、避泊港

2 津波予報、避難指示等の情報伝達体制の整備

総務部は、津波の監視が正確に行われるよう、観測設備・体制を整備するとともに、観測者の観測技術の習得及び精度の向上を図る。なお、監視に当たっては、高台等安全な場所から行うものとする。また、避難指示等の情報伝達体制の整備充実に努める。

(1) 津波警報・注意報、緊急地震速報等の伝達の迅速化、確実化

津波による被害、特に人的な被害を防止するためには、できるだけ早く情報を伝達し、被害を受けるおそれのある地域から住民、観光客、漁民等あるいは漁船、漁具、ヨットなどを避難させることが重要であることから、関係機関と連携し、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、津波警報・注意報、緊急地震速報等の伝達の迅速化を図る。

また、休日、夜間等における津波警報・注意報等を確実に伝達するための体制を整備するなど、地震・津波防災体制を強化する。

(2) 通報・通信手段の確保

広域かつ確実に津波警報・注意報、緊急地震速報等を伝達するため、防災行政無線を中心とした情報伝達手段の整備と併せて、全住民及び旅行者等に対して情報を速やかに伝達できる体制の整備を図る。

■ 通報・通信手段の確保

- 海岸等へのラジオ等の携行（津波警報、避難指示等の情報を聴取するよう指導）
- 緊急警報放送システム受信機の普及（テレビやラジオの自動的受信）
- 市防災行政無線の整備、サイレン、半鐘等多様な手段の活用
- 小型漁船への無線機の設置を促進
 - 全国瞬時警報システム（J-ALERT）、福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、福岡県防災情報等メール配信システム（防災メール・まもるくん）、福岡県庁LINE公式アカウント、情報メールいとしま、携帯電話（緊急速報メール機能）等の活用

(3) 伝達協力体制の確保

多数の人出が予想される漁港、船だまり、釣り場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の多数者を対象とする施設の管理者（漁業協同組合の管理者等）、事業者（工事施工者等）及び自主防災組織と連携して、協力体制を確保する

ように努めるとともに、日頃より過去の事例等により啓発活動を行うよう努める。

3 監視体制等の確立

気象庁は、地震発生後、津波による被害が予想される場合は、速やかに津波警報・注意報を発表する。

総務部は、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に早く、津波警報・注意報が間に合わない場合も考えられるので、津波の襲来に備え、震度4以上の揺れを感じた場合、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴等の津波監視体制をとれるよう、担当責任者や海面監視場所を定めるとともに、海面監視等の情報について住民に対する通報・伝達手段の確保に努める。

4 避難対策の整備

総務部及び消防本部は、警察署及び関係機関等と協力し、住民に対し、平常時から津波の危険性を広く周知するとともに、地域の地形や浸水予測等に応じた避難場所及び避難経路の指定等を含めた具体的な避難計画を推進する。

また、関係各部署は、住民の速やかな避難が行われるよう、地域の実情に応じた避難場所や避難路・避難階段等の整備・確保に努める。

(1) 津波ハザードマップの整備及び海拔の表示

津波の際に的確な避難行動ができるよう、津波の危険度や避難場所等を盛り込んだ津波ハザードマップを作成し、地域住民等への周知に努める。

また、避難の目安となるよう避難所や避難経路等に海拔表示を行う。

(2) 住民の避難行動

津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とし、住民の自主的な避難行動が容易に行えるよう、日頃からの啓発活動により各地域における避難場所や避難経路の周知に努める。

また、自主防災組織や警察署との協力のもとに、避難者の掌握、要配慮者の把握・誘導や必要な応急救護活動が行える体制を確立する。

(3) 要配慮者利用施設における避難対策

各施設の管理者は、園児、児童、生徒及び入院・入所者等を集団的に避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法等について、避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るよう努める。

また、津波災害警戒区域内に位置する、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

(4) 観光地等利用者の避難誘導

観光客や海水浴客等の地理に不案内な利用者が多数利用する施設の管理者、事業者及びその地域の自主防災組織等とあらかじめそれらの者に対する津波発生時の避難誘導についての協議・調整を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を確立する。

また、観光地や海水浴場等の外来者の多い場所周辺の駅や宿泊施設等に浸水予測図の掲示や避難場所及び避難経路等の誘導表示の整備を推進する。

(5) 避難誘導時の安全の確保

消防団員や警察官、町職員などが避難誘導や防災対応にあたる際は、避難誘導をする者の安全が確保されることを前提とする。

(6) 避難場所の指定

津波発生時における避難場所について、浸水区域、地形・標高等の地域特性及び津波が到達するまでの時間を十分に考慮し、公共施設の他、「津波避難ビル等に係るガイドライン(内閣府)」等を参考に、民間の施設を活用した津波避難ビルの指定を行い、より効果的な配置となるよう努める。

5 住民への啓発活動等の実施

総務部は、避難対策等の地震・津波防災対策を迅速に行うため、日頃から住民に対する啓発活動を実施する。

(1) 地震・津波に対する防災意識の高揚

地震・津波に関する講演会や、九州大学、気象台と連携した説明会等を開催し、地震・津波に関する知識の向上及び防災意識の高揚を図る。

また、一時避難場所や避難経路等を盛り込んだ独自の津波ハザードマップの作成を推進する。

(2) 日頃の備えの充実

地震・津波現象の理解、防災情報の利活用についての啓発を行うとともに、津波災害警戒区域における避難場所及び避難経路の住民への周知や、避難の際、情報収集に必要なラジオの携行等、非常時持出品の備えの徹底について、また、強い揺れへの備えとして家具の耐震固定等について機会を捉えて繰り返し広報・啓発に努める。

(3) 地震・津波防災訓練の実施

関係機関や住民の参加のもと、津波が到達するまでの時間・波高を意識した実践的な地震・津波防災訓練を実施し、緊急地震速報を見聞きした場合の対応行動訓練の実施、迅速かつ正確な情報伝達体制の整備、住民等の適切な避難行動の実施、関係機関との連携体制の確立等、地震・津波防災体制の構築に努める。また、その際地域の幼稚園、保育園、小・中学校、医療・福祉施設及び要配慮者などに十分配慮した避難訓練を実施する。

第9 高潮災害予防対策の推進

関係各部署は、関係機関と協力し、高潮による被害が重大な影響を及ぼす事態に備え、海岸施設の整備、情報伝達ルートが多重化及び情報収集・伝達体制の明確化等に努める。

1 防潮堤等河川・海岸施設の整備

各施設管理者は、高潮浸水想定区域において、防潮堤、防波堤、水門等の河川、海岸、漁港等の施設を整備する場合、高潮に対する安全性に配慮した整備を促進する。その場合は、環境や景観へも配慮する。

また、高潮発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、平常時の管理の徹底を行う。

※ 資料編 2-13 港湾、漁港、避泊港

2 高潮予報、避難指示等の情報伝達体制の整備

総務部は、高潮予報等の観測が正確に行われるよう、観測設備・体制を整備するとともに、観測者の観測技術の習得及び精度の向上を図る。また、避難指示等の情報伝達体制の整備充実に努める。

(1) 高潮予報伝達の迅速化、確実化

関係機関と連携し、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、市等への高潮予報伝達の迅速化を図るとともに、休日、夜間等における高潮予報伝達の確実化を図るため、対応できる体制の整備を図るなど、高潮防災体制を強化する。

(2) 通報・通信手段の確保

広域かつ確実に高潮予報等を伝達するため、通報・通信手段を多様化するなど、信頼性の確保を図る。

■通報・通信手段の確保

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸等へのラジオ等の携行（高潮警報、避難指示等の情報を聴取するよう指導） ○ 緊急警報放送システム受信機の普及（テレビやラジオの自動的受信） ○ 市防災行政無線の整備、サイレン、半鐘等多様な手段の活用 ○ 小型漁船への無線機の設置を促進 |
|---|

(3) 伝達協力体制の確保

多数の出入が予想される漁港、船だまり、釣り場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の多数者を対象とする施設の管理者（漁業協同組合の管理者等）、事業者（工事施工者等）及び自主防災組織と連携して、協力体制を確保するように努めるとともに、日頃より過去の事例等により啓発活動を行うよう努める。

3 監視体制等の確立

総務部は、暴風や台風接近時には海岸を突然大波が襲うことは珍しくないことから、担当責任者や海面監視場所を定めるとともに、海面監視等の情報について住民に対する通報・伝達手段の確保に努める。

4 避難対策の整備

総務部及び消防本部は、警察署及び関係機関等と協力し、住民に対し、平常時から高潮の危険性を広く周知するとともに、地域の地形や浸水予測等に応じた避難場所及び避難経路の指定等を含めた具体的な避難計画を推進する。

(1) 住民の避難行動

住民の自主的な避難行動が容易に行えるよう、日頃からの啓発活動により各地域における避難場所や避難経路の周知に努めるとともに、自主防災組織や警察署との協力のもとに、避難者の掌握、要配慮者の把握・誘導や必要な応急救護活動が行える体制を確立する。

(2) 観光地等利用者の避難誘導

観光客や海水浴客等の地理に不案内な利用者が多数利用する施設の管理者、事業者及びその地域の自主防災組織等とあらかじめそれらの者に対する高潮発生時の避難誘導についての協議・調整を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を確立する。

また、観光地や海水浴場等の外来者の多い場所周辺の駅や宿泊施設等に浸水予測図の掲示や避難場所及び避難経路等の誘導表示の整備を推進する。

(3) 避難場所の指定

高潮発生時における避難場所について、高潮浸水想定区域を基に、地形・標高等の地域特性を十分に配慮した指定を行うこととし、公共施設の他、民間ビルの活用等の検討を行い、より効果的な配置となるよう努める。

(4) 要配慮者利用施設の高潮浸水対策

本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

5 住民への啓発活動等の実施

総務部は、避難対策等の高潮防災対策を迅速に行うため、日頃から住民に対する啓発活動を実施する。

(1) 高潮に対する防災意識の高揚

高潮に関する講演会等を開催し、高潮に関する知識の向上及び防災意識の高揚を図る。

また、高潮シミュレーションをもとに、避難場所や避難経路等を盛り込んだ独自の高潮ハザードマップの作成を推進し、地域住民等への周知に努める。

(2) 日頃の備えの充実

高潮浸水想定区域における避難場所及び避難経路の住民への周知や、避難の際、情報収集に必要なラジオの携行等、非常時持出品の備えの徹底について、機会を捉えて繰り返し広報・啓発に努める。

(3) 高潮防災訓練の実施

関係機関や住民の参加のもと実践的な高潮防災訓練を実施し、迅速かつ正確な情報伝達体制の整備、住民等の適切な避難行動の実施、関係機関との連携体制の確立等、高潮防災体制の構築に努める。また、その際地域の高齢者等のいわゆる要配慮者に十分配慮した訓練を実施する。

第10 火災予防対策の推進

1 予防対策の強化

消防本部は、火災予防のため、事業所等に対する予防対策を推進する。

(1) 火災予防の査察・指導の強化

消防法の規定により、防火対象物及び危険物施設の所有者、管理者等に対し、火災予防上必要な資料の提出請求や防火対象物等への立入検査等を行い、火災予防の徹底を図り、予防対策の指導を強化する。

糸島市火災予防条例（平成22年糸島市条例第179号）の規定による指定数量未満の危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者等に対して必要な助言又は指導を行う。

※ 資料編 1-18 危険物施設

(2) 防火管理者制度の推進

消防法の規定により選任されている防火管理者に対し、防火対象物に係る消防計画の作成、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、防火管理者制度の推進を図る。

(3) 建築同意制度の効果的運用

建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法第6条に基づく建築確認申請と同時に、消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い「地震災害に強いまちづくり」を推進する。

(4) 防火対象物定期点検報告制度の推進

対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合（防火セーフティマークの取得）の取組を推進する。

(5) 自衛消防隊等の育成

事業所、商店街等における自衛消防隊あるいは民間消防組織の結成を促進し、防災訓練等を指導して地域における自主防火体制の強化を図る。

(6) 火災予防運動の推進

市民に対し、次のような火災予防運動を推進する。

■火災予防運動

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 春秋火災予防運動の普及啓発 ○ 講習会、講演会等による一般啓発 ○ 報道機関等による防火思想の普及 |
|---|

(7) 住民に対する啓発

消防本部は、災害発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、住宅防火診断等を通じ、災害発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図るとともに、住宅用防火機器（住警器）の設置・普及促進に努める。

なお、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がいのある人等の住宅を優先して住宅防火診断等を実施する。

(8) 火災警報

気象状況等が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置をとる。住民及び入山者への火災警報の周知は、防災行政無線を活用するほか、広報車による巡回、情報メール、糸島市ホームページ等を通じて周知徹底を図る。

2 消防力の強化

消防本部及び消防団は、火災の防止のため、消防力の強化を推進する。

(1) 資機材等の整備及び点検

国の財政措置等を活用し、消防施設、消防車両及び資機材等の整備充実を図るとともに、点検要領を定めて定期点検を行う。

※ 資料編 2-6 消防機関の化学消防自動車及び化学消火薬剤備蓄状況調

(2) 消防水利の整備

計画的な消火栓及び防火水槽の点検を図るとともに、地域の実状に応じた自然水利の活用検討など、消防水利体制の充実に努める。

また、消防水利の整備に努める。

3 消防団の強化

消防本部及び消防団は、地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、消防団の充実強化に努める。

(1) 組織の活性化

若手リーダーの育成、青年層等の消防団活動への積極的な参加を促進し、組織の活性化に努める。

(2) 消防施設・装備の強化

消防団詰所や消防団車庫等の耐震化、消防ポンプ自動車・小型動力ポンプ積載車・消防団装備等の充実強化を図る。

※ 資料編 2-3 消防団詰所

(3) 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する知識の高度化及び技能の向上を図るため、教育訓練を実施する。

(4) 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。

4 建築物の火災予防

建設都市部は、火災発生時の延焼等の危険性を低減し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、市域（都市計画区域）における道路・公園等の都市空間等防災施設の整備に努める。

また、石油類等の貯蔵施設・工場等特に危険性の高い施設については、地区計画等の指定により、住宅等との混在を制限するなど、区域内の火災予防を図る。

※ 資料編 1-18 危険物施設

第11 林野火災予防対策の推進

消防本部は、消防団及び関係機関と協力し、林野火災の予防対策を推進する。

1 監視体制の強化

林野火災の発生のおそれがあるときは、監視等を強化するとともに、次の予防対策を推進する。

(1) 火災警報

気象状況等が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置をとる。住民及び入山者への火災警報の周知は、防災行政無線を活用するほか、広報車による巡回、情報メール、糸島市ホームページ等を通じて周知徹底を図る。

(2) 火入れの制限

火入れによる出火を防止するため、糸島市火入れに関する条例（平成22年条例第127号）に基づき、時期、許可条件等について事前に申請者と十分調整する。また、火入れの場所が隣接市に近接するときは、関係市に通知する。

※ 資料編 3-6 糸島市火入れに関する条例

(3) たき火等の制限

気象条件によって入山者等には火を使用しないように指導する。また、必要に応じて火災予防条例等に基づき、期限を限って一定区域内のたき火、喫煙を制限する。

2 予防施設、資機材等の整備

防火水槽や自然水利利用施設の増強を図るとともに、消火作業用資機材の確保、消火薬剤等の備蓄を推進する。

3 防火思想の普及

林野火災の発生期を中心に、林道、樹木等へのポスター、防火標識等の設置並びに広報紙等の配布を通じて、予防広報を積極的に推進する。

第12 農林水産災害予防対策の推進

農林水産部及び関係機関は、災害による農作物等の被害（病害虫を含む。）の減少を図る防災営農を推進するため、防災営農技術の浸透に努めるとともに、県の援助を得て、指導体制の確立と、その普及に努める。

1 防災営農技術指導体制の確立

防災営農技術等を各農家へ迅速に伝達し、防災営農を推進するため、市、県、農業協同組合の営農指導職員、各農家の指導体制を確立するとともに、関係機関及び団体との連携を図り、防災営農技術の各農家への浸透に努める。

2 防災営農技術の確立と普及

防災営農技術の確立を図るとともに、地域ごとに広報活動を行い、農地及び農業用施設の防災営農技術の普及に努める。

3 畜産対策

家畜伝染病の予防については、平素から畜産農家にその指導を行うとともに、国の防疫方針に基づく県の指示に従い、これに協力してまん延防止に万全を期する。

4 林業対策

保安林整備事業等により山地部の保水能力を高め、急激かつ大量の出水の防止に努めるととも

に、森林の荒廃を防止するために保安林地域の保全を図り、森林施業を推進する。

また、小規模林地開発や土砂採取等の監視体制の充実を図り、森林保全と無秩序な開発防止を推進する。

5 水産業対策

漁港における漁具、漁船等漁業施設については、気象状況に対応した予防措置を講じる。

第13 放射線災害予防対策の推進

防災関係機関及び放射性同位元素に係る施設（以下「放射性同位元素施設」という。）の設置者等は、放射線災害の未然防止に万全を期するため、施設の安全対策等を推進する。

1 情報収集・伝達機能の充実

(1) 通信連絡体制

放射性同位元素施設の設置者等に対し、防災関係機関との緊急時連絡体制の確立を進めるよう要請する。

(2) 通信連絡網の整備

災害に関する情報の収集及び伝達の円滑を図るため、防災行政無線・緊急時ファクシミリ等を活用するほか、防災関係機関との通信連絡施設及び連絡体制を整備推進する。

2 緊急時医療体制の整備

放射性物質の放出事故に関わる被ばく者又は放射能汚染者の医療対策、市民の避難に関わる医療の確保を図るため、医師会等医療関係機関と協議し、派遣体制の整備を図る。

第14 液状化災害予防対策の推進

関係各部署は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施に当たって必要に応じて、現地の地盤調査を行い、発生する液状化現象を的確に予測し効果的な液状化対策を実施する。

1 液状化対策の調査・研究

大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響等について、調査研究を行う。

2 市民への液状化対策の普及・啓発

液状化対策の調査・研究に基づき、市民・施工業者等に対して、建築物等の被害防止対策の普及・啓発を図る。

第3節 災害に備えた防災体制づくり

項 目
第1 防災施設・資機材等の整備
第2 情報の収集伝達体制の整備
第3 広域応援・受援体制の整備
第4 二次災害の防止体制の整備
第5 救出救助体制の整備
第6 医療救護体制の整備
第7 輸送体制の整備
第8 避難体制の整備
第9 要配慮者（避難行動要支援者）安全確保体制の整備
第10 給水体制の整備
第11 災害備蓄物資等整備・供給体制の整備
第12 防疫・清掃体制の整備

第1 防災施設・資機材等の整備

1 防災拠点施設の整備

総務部は、防災拠点施設として、市庁舎が災害時に有効な機能を発揮できるように機能強化を図る。また、市庁舎が被災した場合に、災害対策本部を移設する代替施設の確保に努める。

■市庁舎の整備

<input type="checkbox"/> 建物の耐震性の確保	<input type="checkbox"/> 庁舎内機器、設備の耐震性の確保
<input type="checkbox"/> 非常電源装置	<input type="checkbox"/> 災害対策本部室等の確保・配置
<input type="checkbox"/> 耐震性貯水槽	<input type="checkbox"/> 通信回線の確保等
<input type="checkbox"/> 備蓄物資及び備蓄倉庫	<input type="checkbox"/> その他拠点施設の確保

2 地域拠点の整備

関係各部は、大規模災害時において地域の救援・救護、復旧活動の拠点となる防災拠点を整備するよう努める。

■各種防災拠点

役 割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他地域や広域防災拠点から搬送される資機材等の緊急物資備蓄・保管拠点、情報通信拠点 ○ 地域の救援・救護、復旧活動の拠点となる防災拠点
機 能	<ul style="list-style-type: none"> ○ 搬送される緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース ○ 地域の防災活動のための駐屯スペース ○ 物資、復旧資機材等の備蓄施設 ○ 臨時ヘリポート ○ 要配慮者等の避難場所 ○ ボランティア等の活動拠点 ○ がれき等処理のための仮置場

3 人材の確保体制の整備

災害発生時に人材が不足した場合に備えるため、関係団体等との協定締結を推進する。

4 装備、資機材の確保体制の整備

大規模災害に対応するため、消防施設及び消防車両を計画的に更新する。

また、災害発生時に必要となる装備、資機材については、備蓄に努めるとともに、不足が生じた場合に備えるため、関係団体等との協定締結を推進する。

5 データの保全

地籍、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

第2 情報の収集伝達体制の整備

総務部及び消防本部は、災害時における情報伝達を確保するため、通信施設、連絡体制の整備を推進する。

1 通信施設の整備

(1) 通信指令台の整備・強化

大規模災害時であっても119受信体制を確立し、円滑に指令を行えるよう整備する。

(2) 無線通信施設の整備・拡充

災害現場からの情報収集及び災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、市防災行政無線（移動系）の充実強化を図る。

市民への情報伝達のため、市防災行政無線等（同報系）の整備・拡充を図る。

また、消防本部と連携し、防災行政無線を有効に機能させるため、夜間運用体制の確立を図る。

消防本部では、消防本部デジタル無線を更新・整備し、消防署及び消防団の連絡体制を確立する。

※ 資料編 2-1 市防災行政無線

(3) 指定避難所との通信手段の整備

市庁舎から学校等の指定避難所への情報伝達のため、通信施設等の整備強化を図る。

(4) 各種防災情報システムの整備

防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、防災情報システムの整備、充実を図る。

また、福岡県防災・行政情報通信ネットワークの福岡県防災情報システムを災害時等において効果的に運用できるよう、必要なデータの整備を行う。

(5) 新しい情報通信設備の導入

情報通信技術の高度化にともない、防災気象情報等の伝達について、関係機関等との連携を図り、防災情報等配信システム、パソコン等による情報交換やインターネットによる情報発信、携帯電話の活用など、災害時に有効な通信伝達手段の整備拡充を図る。

また、防災行政無線と地域衛星通信ネットワークを接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築を図る。

さらに、情報伝達手段をデジタル化及び双方向化することにより、画像による災害情報の収集、避難場所等との情報交換、文字表示板による防災行政情報等の周知など多量の情報を早く聴覚、視覚を通して伝達できるような無線システムの導入を検討する。

(6) 孤立集落対策

道路が寸断・遮断されるような災害において、電話回線の寸断や停電などの発生によって、外部との連絡ができなくなり孤立が予想される集落に対し、孤立時の安否情報や被害情報などを収集するための通信手段を確保する。

(7) 通信機能確保のための措置

災害時の通信機能を確保するために、非常電源の確保、通信機器の耐震固定等の措置を図る。

2 通信連絡体制の整備

関係各部及び消防団は、災害時に円滑な通信連絡体制を確立するため、日頃から通信機器運用者の確保や訓練等により通信体制の整備を図る。

(1) 非常時通信体制の強化

災害時に市が所有する無線通信施設、一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になったときに対応するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、九州地方非常通信協議会の活動を通して、県が行う非常通信体制の整備充実に協力する。

また、災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため衛星携帯電話の導入を検討する。

■非常通信体制の強化項目

非常通信訓練の実施	○ 災害時における非常通信を確保するため、関係機関相互の協力体制を確立するとともに、平常時より非常通信訓練等を行い、通信体制の整備に努める。
無線従事者の確保	○ 無線局の管理運用の強化充実を図るため、市職員の無線従事者の増員を図る。

(2) 非常時通信の運用方法の確立

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときを想定し、住民等への情報提供や災害情報の収集など非常時の通信の円滑な運用方法を確立するとともに、情報伝達の基準設定、発生災害別の通信項目について整備する。

3 現地情報収集体制の強化

総務部、消防本部及び消防団は、次の情報収集体制の整備を検討する。

■現地情報収集体制

市	防災連絡員の委嘱	○ 災害時に行政区長以外からも信頼できる地域情報を得るため、市職員OB、消防団OB等を対象に、行政区長等の推薦のもと、一定区域の情報収集を担当する防災連絡員
	ライブカメラの増設	○ 重要水防箇所や浸水常襲地区等に、ライブカメラの増設を検討するとともに、夜間にも視認可能な超高感度カメラの導入
	浸水モニター制度の創設	○ 災害発生時に避難困難となるおそれがある地区において、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、郵便局等が浸水情報を収集し、住民に提供する制度
消防団	携帯型消防無線送受令機の配備	○ 消防団への携帯型消防無線送受令機の配備を充実させるとともに、混線防止のための無線使用ルールの作成
	機器の整備	○ 災害の状況を正確に記録することのできるデジタルカメラ等の機器の整備

4 情報の共有・伝達体制の強化

総務部は、防災関係機関と協力して、次の情報共有・伝達体制の整備を進める。

■情報の共有・伝達体制

職員間の共有と伝達	○ 本部が得た情報を時系列に整理し、全ての職員がリアルタイムに携帯電話で閲覧できるシステムの導入を検討する。
市と関係機関の共有と伝達	○ 市、河川管理者、道路管理者、警察署等の間で交換すべき情報の項目、内容、タイミング、手段、ルール等を災害情報連絡協議会等と連携して決定する。
市から住民への伝達	○ 職員による放送依頼原稿作成事務の省略化及び情報の共有化を図り、伝達体制の整備を図る。 ○ 住民（特に聴覚障がいのある人）、行政区長、自主防災組織員等に、防災気象情報の伝達や被災者の安否情報等など、防災情報を携帯電話等に一齐配信する福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、「防災メール・まもるくん」（福岡県）、「防災メール・まもるくん」（福岡県）及び「福岡県庁LINE公式アカウント」（福岡県）、情報メールいとしま等への登録を促進する。 ○ 糸島警察署の協力のもと、地域住民等の自主的防犯体制の強化と防犯思想の高揚を図ると共に、各種地域安全活動の健全な育成強化を促進するなど、地域の安全・安心に関する情報を配信する「県警察メール・ふっけい安心メール」への登録を促進する。 ○ 通信事業者等が行う被災者の安否情報等、防災・防犯 安心・安全に関する収集及び伝達を効率的にシステム活用が図られるように普及啓発に努める。
放送マニュアル等の充実	○ 放送内容から事態の進展、地理的なイメージを住民が共通認識できるよう、広報演習・訓練等の結果を踏まえて、広報マニュアルや放送例文を毎年検証し、更新する。
電光掲示板の利用	○ 道路や街角に（移動）電光掲示板の導入を推進し、防災情報を周知するため、電光掲示板の管理者と災害時の利用について、運用体制を確立する。

※ 資料編 2-20 気象観測所

第3 広域応援・受援体制の整備

総務部及び消防本部は、防災全般に関する協力体制の強化のため、相互応援体制を検討するとともに関係団体等との協定の締結について推進する。

1 他市町村との相互協力体制の整備

平常時から相互応援協定の体制整備に努めるとともに、近隣市町村との大規模災害に備えた協力体制の推進に努める。また、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

2 自衛隊との連携体制の整備

防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

3 その他防災関係機関の連携強化

市は、大規模災害発生時において、広域緊急援助隊等の迅速な支援が得られるよう、平素から警察署との緊密な連携を図る。

消防本部は、福岡県消防相互応援協定に基づき、他市町村の消防機関との連携強化を図る。

4 民間団体等との協定締結の促進

災害時に市内外関係団体等から応急対策に関する協力が得られるよう、あらかじめ業務内容、協力方法等について協議し、協定締結に努める。

5 受援計画

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、本計画に受援計画を位置付ける。

受援計画には、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、応援隊の災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の集結・活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等のほか、受援に必要な事項を記載する。

また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、適切な空間の確保に配慮するものとする。

消防本部は、県内の広域消防応援隊及び緊急消防援助隊の受け入れに必要な施設及び資機材を整備し、受援体制の充実強化に努める。

6 広域応援拠点等の整備

市及び県は、関係機関と協議して、全県的な立場から円滑な広域応援活動を実施する上で適当と思われる場所、施設等を広域応援拠点として情報を共有し、広域応援隊の受入れ・活動調整の拠点となる場所、施設等の選定、整備に努める。

第4 二次災害の防止体制の整備

建設都市部は、余震、降雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、被災建築物の危険度、被災宅地の危険度、土砂災害警戒区域等の危険度を応急的に判定する技術者の事前登録等を推進する。

1 水害・土砂災害・宅地災害防止体制の整備

余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、建築士、県・市町村職員OB等）の登録等を推進する。

2 被災建築物応急危険度判定体制の整備

被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保することを目的とした被災建築物の応急危険度判定体制の整備を図るため、市職員の応急危険度判定士の育成及び外部判定士の登録を推進する。また、被災時の判定連絡網の整備を図る。

3 被災宅地危険度判定体制の整備

被災した宅地の被害状況を迅速・的確に把握して、余震等による二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保することを目的とした被災宅地の危険度判定体制の整備を図るため、市職員の被災宅地危険度判定士の育成及び外部判定士の登録を推進する。また、被災時の連絡支援体制の整備を図る。

4 危険物施設等の予防対策

危険物施設等の事業者、施設管理者は、平常時から自然災害、大規模事故等に起因する安全確保に努めるとともに、災害発生時の被害拡大の予防対策を推進する。

■危険物施設等の予防対策

消防法上の危険物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の堅牢性の向上 ○ 災害発生時の安全確保についての必要な安全対策の周知、再点検 ○ 自主保安体制、事業所相互の協力体制の確立
火薬類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の堅牢性の向上 ○ 災害発生による影響を考慮し、火薬類製造施設等の安全確保 ○ 福岡県火薬類保安協会及び（社）日本煙火協会福岡県支部の緊急出動体制、応援協力体制の充実強化 ○ 自主保安体制の確立
高圧ガス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高圧ガス設備の架台、支持脚等の補強 ○ 防火設備、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備を重点に日常点検業務の強化 ○ 感震器連動遮断装置、可とう性配管の設置等、設備の堅牢性強化 ○ ホームのブロック化、ロープ掛等による容器の転倒・転落防止、二段積み防止（多数の容器を取扱う施設） ○ 高圧ガス防災協議会、高圧ガス関係保安団体、消防署及び警察署等の関係機関の連携、地域防災体制の充実強化 ○ 自主保安体制の確立
毒物・劇物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防機関、警察、市町村、国等に対する通報連絡体制の整備 ○ 運搬事故時における応急措置に関する基準等の周知徹底 ○ 自主保安体制の確立

放射線物質	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防機関、警察、市町村、国等に対する通報連絡体制の整備 ○ 緊急時において放射線の量及び放射性物質による汚染の状況を測定する体制の整備 ○ 自主保安体制の確立
-------	---

※ 資料編 1-18 危険物施設

第5 救出救助体制の整備

救出救助活動は、関係機関のみならず、地域ぐるみの活動が重要である。

総務部及び消防本部は、自主防災組織や消防団等の救出救助体制の整備を推進する。

なお、災害現場で活動する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

1 自主防災組織等の活動能力の向上

自主防災組織等に対し、救出救助方法の習熟や啓発活動を推進する。

また、ジャッキ、クレーン等の資機材を保有する建設業組合等と連携を図る。

2 消防団の活動能力の向上

消防団の教育訓練を推進し、災害時の救助活動能力の向上に努めるとともに、地域の自主防災活動の指導者的役割を果たす。

第6 医療救護体制の整備

健康福祉部及び消防本部は、糸島保健福祉事務所及び糸島医師会等と連携し、災害時の医療救護が、その負傷の程度に応じて迅速かつ適確に実施されるよう、必要な体制の整備を推進する。

1 医療体制の整備

(1) 糸島保健福祉事務所等との連携強化

災害時には、保健福祉環境事務所が地域災害医療情報センターとして機能し、応急医療のネットワーク化が図られる。そのため、必要な事項について、糸島保健福祉事務所等と連絡調整を図る。

(2) 糸島医師会等との連携強化

災害拠点病院等が地域のサブセンターとして機能し、応急医療が実施される。そのため、糸島医師会、糸島歯科医師会、糸島薬剤師会等と、災害時の医療救護チームの編成や救護所への動員など、迅速な応急医療体制のために必要な事項について連絡調整を図る。また、災害時の通信手段等の確保を図る。

※ 資料編 2-9 災害拠点病院等

※ 資料編 2-10 市内医療機関及び歯科医療機関

(3) 救急救命士の養成

消防本部は、患者の搬送途上において高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画

的な養成を推進するとともに、糸島医師会及び医療機関等と連携し、救急救命士の行う救急医療の充実を図る。

(4) 長期的医療体制の整備

指定避難所や被災地を巡回する巡回医療やメンタルケア対策として、日頃から精神科医療活動を実施するための準備を推進する。

2 医薬品・医療資機材の準備

応急医療活動に必要な医薬品・医療資機材を確保するため、糸島保健福祉事務所等と連携し、災害時の調達手段を講じておく。

第7 輸送体制の整備

1 緊急輸送道路の確保

総務部及び建設都市部は、災害時の緊急輸送路を速やかに確保できるように、あらかじめ関係機関等と必要な体制の整備を推進する。

(1) 緊急輸送道路の設定

県が指定する緊急輸送道路ネットワークを踏まえ、地域防災拠点等に集められた物資を、市内の地区防災拠点等に送るための緊急輸送路（予定路線・区間）を設定し、緊急輸送道路ネットワークを形成する。

■緊急輸送道路の指定目安

県が指定した緊急輸送道路及び市庁舎と、次の施設を結ぶ道路

- | | |
|---------------------------------|------------------------------------|
| <input type="radio"/> 市庁舎 | <input type="radio"/> 自衛隊等受入れ・活動拠点 |
| <input type="radio"/> 救護所設置予定場所 | <input type="radio"/> 臨時ヘリポート |
| <input type="radio"/> 搬送先病院 | <input type="radio"/> その他地域拠点施設 |

※ 資料編 2-11 緊急交通路指定予定路線一覧表

(2) 緊急輸送道路の確保

緊急輸送を効果的に実施するために、平常時から道路管理者と災害時緊急輸送路の確保について連携体制を整備しておく。

また、あらかじめ建設事業者団体との間で協定等を締結して、道路の啓開作業に必要な資機材及び車両等を調達できるように協力体制を整備する。

(3) 緊急輸送道路の周知

市民に対し、広報紙等により自家用車両使用の自粛、発災時の運転車両の措置方法等の啓発を図る。

2 車両、燃料等の調達体制の整備

総務部は、災害時の物資や被災者の輸送を円滑に実施するため、運送業者や燃料業者等と協定を締結するなど、災害時の車両、燃料の調達体制を整備する。

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

3 緊急通行車両の事前届出

総務部は、市有車両等災害時に使用する車両について、緊急通行車両の事前届出を県公安委員会に提出する。

また、事前届出済証を適正に保管するとともに事前届出済証の交付を受けた車両に廃車、配置換え等の変更が生じた場合は、速やかに事前届出済証の返還、変更の申請を行う。

※ 資料編 2-14 市有車両

4 物資集配拠点の整備

総務部は、物資集配拠点について、保管場所、輸送車両の進入ルート、駐車場所など使用方法についてあらかじめ整理する。

5 臨時ヘリポートの指定

総務部は、災害時の自衛隊等のヘリコプターの発着場として、臨時ヘリポートを指定する。設置予定地として指定する施設については、施設管理者等の協力を得て、臨時ヘリポートの整備に努める。

※ 資料編 2-12 災害時における臨時離着陸場

6 海上輸送の確保

漁港管理者は、災害時の海上における緊急輸送を確保するため、あらかじめ漁業協同組合等と救援物資及び応急対策用資機材等を円滑に輸送できる協力体制を図る。

また、災害発生後の漁港の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、あらかじめ建設業団体との間で協力体制を整備する。

必要に応じ県、自衛隊及び第七管区海上保安本部等へ協力を依頼するなど、災害派遣依頼への対応も円滑に行えるよう、受入れ体制の整備に努める。

※ 資料編 2-13 港湾、漁港、避泊港

第8 避難体制の整備

総務部、健康福祉部及び子ども教育部は、消防団及び関係機関と連携し、災害時に市民等の生命及び身体を守るため、安全・的確に避難行動・活動を行えるよう必要な体制を整備しておく。

また、総務部及び建設都市部は、災害の危険が切迫した緊急時において住民等の安全を確保するための指定緊急避難場所、被災者が一定期間避難生活を送るための指定避難所及び避難路を選定し、住民に対し周知徹底を図る。また、これらの施設及び避難路の整備に努め、計画的避難対策の推進を図る。

1 避難所の整備

(1) 指定緊急避難場所の指定

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、市は、災害対策基本法施行令第20条の3で定める基準に適合する災害の危険が及ばない場所または施設を、災害ごとに、指定緊急避難場所として、管理者の同意を得た上であらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図るものとする。

(2) 指定避難所の指定

円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、市は災害対策基本法施

行令第20条の6で定める基準に適合する学校や市立コミュニティセンター等の公共施設等を、管理者の同意を得た上で、指定避難所としてあらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図るものとする。指定避難所については、被災者等を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れることが可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

また、大規模地震等により指定避難所収容が不足する場合を考慮して近隣市町村との連携や行政区長、自主防災組織と協力して、民間施設からの候補施設選定に努める。

※ 資料編 2-7 指定避難所、指定緊急避難場所

■避難所の区分

指定緊急避難場所	○ 災害の危険から身を守るために緊急的に避難する場所 ※土砂災害、洪水、津波地震等の災害別に指定
指定避難所	○ 災害の危険に伴い避難をしてきた人々が一定期間滞在する場所

■指定避難所の整備・点検項目

<ul style="list-style-type: none"> ○ 人、輸送用車両のアクセスの容易さ ○ 分かりやすい施設 ○ 危険物施設等の有無 ○ 津波・浸水・土砂災害等の被害の危険性 ○ 施設の耐震性及び避難経路の安全性 ○ 給食施設の有無（給食施設があれば、自律的な避難所運営が可能） ○ 冷暖房設備の有無、バリアフリー化（物理的障壁の除去）の状況
--

(3) 指定避難所機能の整備

大規模災害の発生時には、指定避難所については老若男女が長期にわたって使用することも予想される。このため、指定避難所施設の耐震化等安全性の確保や、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設整備、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策など、地域の防災拠点、生活の場としての機能の整備に努める。

また、避難所運営については、多様な性のニーズの違いや妊産婦、乳幼児、高齢者、障がいのある人、外国人など多様な視点に配慮した運営を行う。

■指定避難所機能の整備項目

<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部と相互連絡を確保するための通信機器（衛星携帯電話等）の設備 ○ 指定避難所における救護設備 ○ 被災者の生活環境を整備するための仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用照明施設、非常用電源、テレビ、ラジオ等の設備 ○ 避難生活の長期化、高齢者等の要配慮者に対応するための設備、メンタルケア ○ 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室等の設備 ○ 性的少数者に配慮した多目的トイレ等の設備 ○ 備蓄倉庫及び備蓄 ○ 飲料水兼用耐震性貯水槽等 ○ マスク、消毒液、体温計、パーティション等の新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策物資の備蓄 ○ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のためのレイアウト、動線等の整備

(4) 福祉避難所の指定

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がいのある人、医療的ケアを必要とする人等の要配慮者のため、必要に応じて介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

2 避難路の整備

建設都市部は、地域住民や通勤者等の安全な避難を確保するため、主要幹線道路及び生活関連道路等について、避難路の整備に努める。

■避難路の整備項目

- 広い幅員を確保し、歩道の整備に努める。
- 危険な重量塀・ブロック塀の倒壊、看板等の落下物の除去等について周知し、避難路沿道の安全化に努める。
- 避難誘導標識を設置する。

3 避難体制の整備

総務部、健康福祉部及び子ども教育部は、関係団体、関係機関及び施設管理者等と協力し、各種避難マニュアルを作成し、自主的に避難誘導ができるような体制づくりを推進する。その場合、自主防災組織及び事業所等との連携がとれるようにする。

(1) 避難指示等の判断・伝達方法の整備

避難指示等について、「避難情報に関するガイドライン」(内閣府、令和3年5月)を指針として、県、気象台、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル整備に努める。

また、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、避難指示のほか、住民に対して高齢者等避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難情報の伝達体制整備に努める。

(2) 安全な避難誘導體制の確立

関係機関、自主防災組織等の協力を得ながら、安全な避難誘導體制を整える。

特に、高齢者、障がいのある人等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難支援マニュアルの作成等により避難誘導體制の整備に努める。

また、避難行動要支援者の避難支援においては、避難支援等関係者の安全確保の措置(ルール決定・計画作り・周知等)についても同時に定めておく。

■避難誘導體制の検討事項

- 市民や観光客等への避難情報の伝達体制
- 高齢者等の避難行動要支援者避難支援体制の整備
- 安全な避難誘導のため、自主防災組織、関係機関等との応援協力体制
- 避難誘導方法について広報・防災訓練・地域の話し合い等を通じた住民の理解

(3) 避難所運営組織の育成

災害時に避難所自治組織を設立し、住民等による自主運営体制を確立するため、あらかじめ行政区長、自主防災組織等と協力して共通認識を深めておく。

また、自主防災組織等災害ボランティア団体に災害時の避難所運営の支援体制について協力関係を図る。

(4) 施設管理体制の整備

市及び指定避難所の施設管理者は、行政区長や自主防災組織と連携して、避難所の開設・運営訓練を実施する。

また、避難所開設・運営マニュアルの作成・啓発を行うとともに、各指定避難所の実情に応じたマニュアルの作成に努める。なお、避難所となりうる民間施設等の管理者に対しても可能な範囲において協力を求める。

■指定避難所開設・運営に関する事項

- 指定避難所の門・建物の鍵等の管理体制の明確化
- 指定避難所の管理者不在時の開設体制
- 指定避難所を管理するための責任者の派遣
- 行政区、自主防災組織、施設管理者との協力体制
- 避難者カード等、避難所運営に必要な書類の整備

4 指定避難所・指定緊急避難場所の周知

災害時に的確な避難が行われるよう、地域住民に対し、広報紙への掲載、ハザードマップ等の配布、誘導標識の設置、避難訓練等を通じて、指定避難所及び指定緊急避難場所の周知に努める。また、「自らの命は自らで守る」という自助の考え方にに基づき行動できるよう、避難の考え方を次の区分に整理し、平常時から市民等へ周知を図る。

■避難の考え方

- 避難（一時的・緊急避難）：その場を立ち退き、近隣の安全を確保できる場所に一時的に移動する。
- 避難：居住地と異なる避難先などで一定期間仮の避難生活を送る。
- 待避：自宅などの居場所や安全を確保できる場所にとどまる。
- 垂直移動：切迫した状況において、屋内の2階以上に避難する。

第9 要配慮者（避難行動要支援者）安全確保体制の整備

総務部、健康福祉部、地域振興部及び子ども教育部は、災害時に援護を必要とする高齢者、障がいのある人、傷病者、乳幼児、外国人等の要配慮者が災害発生時に犠牲になるケースが多く見受けられることから、要配慮者の安全確保に一層努めるものとする。

※ 資料編 2-8 要配慮者利用施設

1 社会福祉施設等に対する対策

(1) 施設の整備

市は、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者を指導、支援し、災害時の要配慮者の安全確保のための、防災設備等の整備を促進する。

社会福祉施設等の管理者は、建物の耐震化など施設自体の安全確保に努めるとともに、非常用自家発電機等の防災設備を整備する。また、ライフライン等の停止に備え、入所者の最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品等の備蓄を行う。

(2) 組織体制の整備

市は、社会福祉施設等の管理者を指導、支援し、災害時の要配慮者の安全確保のための組織・体制の整備を促進するとともに、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設等との連携を図り、要配慮者の安全確保に関する協力体制を整備する。

社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ防災組織を編成し、職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等の防災計画を作成する。

また、施設相互間、近隣住民等との連携を密にし、災害時に協力が得られるような体制づくりを行う。

(3) 防災基盤の整備

要配慮者自身の災害対応能力及び社会福祉施設等の立地を考慮し、避難場所及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者に対し、災害知識や災害時の行動に関する理解や関心を高めるため防災教育を実施する。

また、施設の構造や入所者の行動能力等の実態に応じた防災訓練の実施に努める。

総務部及び消防本部は、福祉施設、病院等に対し、防火指導や防災訓練等について指導するなど支援を行う。

2 幼稚園等対策

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、幼稚園、保育所、認定こども園等の管理責任者を指導・支援し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制、施設と市との相互連絡・連携体制等の整備や避難訓練等の防災訓練の計画的な実施を促進する。

また、市は、幼稚園、保育所、認定こども園等が保護者との間で、災害発生時における子どもたちの保護者への引き渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

3 避難行動要支援者に対する対策

市は、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府、令和3年5月）等に基づき、地域において避難行動要支援者を支援する体制の整備に努めるとともに、緊急時における情報の伝達や安否確認、指定避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、総務部や健康福祉部など関係部局の連携の下、糸島市医師会、糸島市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織、地元住民等の避難支援に携わる関係者と連携して、情報伝達体制の整備、要支援者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成に努める。

(1) 避難行動要支援者の把握と適切な情報管理

市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、本計画の定めるところにより、総務部や健康福祉部など関係部局の連携の下、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎

の被災等の事態が生じた場合においても名簿等の活用に支障が生じないように、名簿等情報の適切な管理に努める。

ア. 避難行動要支援者名簿の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は次のとおりとする。

〈在宅で、次の要件に該当するもの〉

- ① 要介護3・4・5の者
- ② 身体障害者手帳1・2級を所持する視覚障害、聴覚障害、肢体不自由の者
- ③ 療育手帳の交付を受けた者のうち、障害の程度がAの者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳級の交付を受けた者のうち、障害等級が1級の者
- ⑤ 指定難病の患者
- ⑥ 特に市長が必要と認める者（上記以外で、現に避難支援等が必要とされる者）

イ. 避難行動要支援者名簿の記載又は記録事項

避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載する。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする理由
- ⑦ その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ. 個別避難計画の記載又は記録事項

個別避難計画には、次に掲げる事項を記載する。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする理由
- ⑦ 避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者（以下「避難支援等実施者」という。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- ⑧ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ⑨ その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

エ. 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる者とする。

- ① 糸島市消防本部
- ② 福岡県警察(糸島警察署)
- ③ 民生委員・児童委員
- ④ 糸島市社会福祉協議会

- ⑤自主防災組織及び行政区
- ⑥その他避難支援等の実施に携わる関係者

オ. 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報の提供

災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報又は個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、避難行動要支援者が、名簿等情報の提供の拒否を申し出たときは、提供することができない。

また、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援者等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、名簿等情報を提供することができる。

カ. 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に記載する個人情報の入手

市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市の関係部局で把握している要介護者や障害のある人等の情報を集約するよう努める。

また、必要に応じて、県等に情報の提供を求めることとする。

キ. 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新

市は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿等情報を最新の状態に保つものとする。

ク. 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供に際し情報漏えいを防止するために市が講ずる措置

避難行動要支援者名簿等の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市は、次の措置を講ずることとする。

- ①避難行動要支援者に対し、避難行動要支援者名簿等の提供については、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ②避難行動要支援者名簿等は必要以上に複製せず、施錠可能な場所に保管するなど、厳重な保管を行うよう指導を行う。
- ③避難行動要支援者名簿等を提供する際には、原則として、担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとし、別の地域の名簿は提供しない。
- ④避難行動要支援者名簿等の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿等を取り扱う者を限定するよう指導する。

ケ. 避難行動要支援者が円滑に避難を行うための情報伝達

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿等を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、高齢者や障がいのある人等にもわかりやすい言葉や表現、説明などにより、必要な情報を的確に伝達する体制を整備するよう努める。

コ. 避難支援等関係者等の安全確保

避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全が確保されていることが大前提である。避難支援等関係者においては、避難支援等に際し、自身が危機にさらされることがないように、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとする。

(2) 避難行動要支援者支援体制の整備

自主防災組織の防災活動等の協力を得て、災害時における避難指示等の情報伝達、救助、避難誘導など、地域ぐるみで避難行動要支援者の避難への支援体制づくりを行う。

地域住民、自主防災組織や福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有等の避難行動要支援者の避難誘導體制の整備を図るものとする。また、避難が必要な際に避難行動要支援者に避難を拒否されることで避難に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から避難行動要支援者に対する避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築に努めるものとする。

(3) 防災設備の整備

一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者、障がいのある人等の安全を確保するため、避難行動要支援者に対する緊急通報システムの充実、強化に努め、一般住宅防火指導の中で、高齢者や障がいのある人等に対して防災機器についての指導・助言を行う。

また、高齢者や障がいのある人等に対し適切な情報を提供するために、災害ボランティア本部などを通じ専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の確保や福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」及び「防災メール・まもるくん」等の更なる普及促進に努める。

(4) 防災基盤の整備

避難行動要支援者自身の災害対応能力及び避難行動要支援者の分布等を考慮し、避難場所及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

(5) 防災知識の普及等

避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するなど、防災知識や避難方法等の普及を図るとともに、地域の防災訓練への参加を呼びかける。

4 外国人支援対策

(1) 外国人に対する防災知識の普及対策

地域内で生活する外国人の災害時の安全確保を図るため、広報媒体での外国語による防災啓発記事の掲載や英語を始めとする外国語の防災パンフレット等による防災知識の普及に努めるとともに、災害時の避難場所等の情報提供体制の整備を図る。

また、避難場所標識や避難場所案内板及び洪水関連標識等の多言語化やマークの共通化（平成13年度に消防庁に設置された「避難標識に関する調査検討委員会」により提言されたマーク、国土交通省河川局「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」平成18年7月）に努める。

(2) 通訳・翻訳ボランティアの確保

県と連携し、災害時に外国人に対して適切な情報提供を行うため、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

また、県、国際交流センター、国際交流協会及びFM放送局等と協力して、地域内で生活する外国人に対する災害時の情報提供体制の整備を推進する。

第10 給水体制の整備

生活環境部は、災害による水の供給被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、給水体制の整備並びに施設の整備増強を推進する。

1 水の確保

災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から施設の現況把握に努めると共に、被災時の応急飲料水の確保を考慮し、地下水や湧水等の緊急水源の確保、配水池等構造物への緊急遮断弁の設置や耐震性貯水槽等の整備等を計画的に進める。

2 給水体制の整備

被災者への円滑な給水活動が行えるよう運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水に必要な体制の整備充実を図るとともに、災害時における関係機関からの情報連絡や指揮命令系統等が迅速かつ円滑に進められるよう、マニュアルの充実を図る。

また、水道工事業者等との協力体制を確立し、停電を想定し、九州電力(株)と非常用発電機の提供について協定する。

※ 資料編 2-4 市町村給水車及び給水タンク保有状況

3 家庭における備蓄の促進

市民、事業所等に対して、広報紙、防災パンフレット等により、災害への対策、対策の諸活動や平常時から3日分(3ℓ/人・日)以上の飲料水の備蓄や飲料水以外の生活用水の備蓄を奨励、指導する。

第11 災害備蓄物資等整備・供給体制の整備

総務部は、大規模な災害が発生した場合の被害及び部外支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる飲料水、食料、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄体制を整備するとともに、物資の集配手順についてもあらかじめ検討しておく。

1 備蓄倉庫及び物資の整備

災害に備えて、市民の備蓄を補完するため、地震被害想定における最大避難者数を基準(風水害時については、住民の持参を原則とする。)に、物資の備蓄計画にあたり、要配慮者を対象とした物品を考慮して備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。備蓄倉庫の設置場所は、洪水、土砂災害等の危険区域を避けるなど、その安全性に十分配慮する。

なお、この場合、生活物資の不足による影響が特に懸念される要配慮者への提供を重視する。

※ 資料編 2-5 県内の物資(食料・生活必需品・医薬品等)の備蓄状況

2 流通備蓄の確保

災害時の物資等の確保のため、在庫の優先的供給を受けるなど、協力業務の内容、協力方法等について関係団体(農業協同組合、漁業協同組合、商工会)・企業等(食料品取扱店等)と

協議し、協定締結の促進に努める。

また、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した関係団体・企業等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

3 家庭、事業所等の備蓄の推進

市民、事業所等に対し、広報活動を通じて、平常時から3日分の食料、飲料水、生活物資の備蓄を奨励、指導する。

4 物資調達・輸送調整等支援システムの活用

物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努め、大規模な災害発生のおそれがある場合には、事前に備蓄状況を確認し、速やかに備蓄物資の提供が行われるよう準備に努める。

第12 防疫・清掃体制の整備

1 防疫体制の整備

健康福祉部は、保健福祉事務所と連携し、災害の被災地域や指定避難所等において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症等の疾病の発生を防止するための防疫体制を整備するとともに、職員の資質の向上のため、研修等を行う。

また、消毒資機材を備蓄するとともに、薬品業者等と連携し、消毒薬剤や散布資機材が確保できるような体制を確立する。

2 し尿、ごみ、がれき等の処理体制の整備

生活環境部は、災害が発生した場合に、がれき等の処理を円滑かつ迅速に実施するため、大規模な地震、洪水を想定した災害廃棄物処理計画を整備する。

なお、処理計画においては、過去の実績を十分踏まえるものとする。

※ 資料編 2-16 ゴミ焼却施設

※ 資料編 2-17 し尿処理施設

(1) 仮設トイレの確保

災害時に浄化槽や下水道施設の被災によりトイレが使用できなくなった地域において、仮設トイレを設置するため、仮設トイレの備蓄や業者等から確保できる体制を整備する。

(2) ごみ・災害廃棄物処理体制の整備

災害時に大量に発生するごみ・がれき等を処理するために必要な人員、資機材の確保等、収集・運搬・処理体制を整備する。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

また、大量のごみ・がれき等の仮置場の設置場所等を予め選定する。

(3) 応援協力体制の整備

し尿・ごみ・がれき等の収集処理を委託する業者や、応援を求める業者、団体等と協定を締結するなど、応援協力体制を整備する。

また、し尿・がれき等の処理については、処理施設を有する他市町村との協力体制を整備する。